

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

### 2 軸化事業本部

指 摘 事 項	措 置
都市計画図（用途地域図）等の販売について、図面販売価格の根拠を示した起案文書の保管又は保存が必要であるところ、一部の図面販売価格について当該起案文書が存在しなかった。	公文書の保管・保存については、当該文書に記載された内容を十分に考慮した上で行うとともに、廃棄時においても、その適否の確認について2重チェックを行う等、より慎重な検討を行っております。

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

財務部資産活用課

指 摘 事 項	措 置
<p>寝屋川市庁舎及び職員会館に係る財産の貸付（飲料自動販売機）について、契約書の納入期限と発行した納入通知書の納入期限が異なっていた。また、貸付料が契約書に定める期日までに納付されていなかった。</p> <p>加えて、4月から9月までの歳入の調定は速やかに行われ、必要な合議を経たものの、10月から3月までの歳入の調定は歳入金額が決定した契約締結日に行われておらず、収入調定において、当該金額が50万円以上の場合には財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。</p>	<p>不適切な処理があった事務について、今回作成いたしました「みんなのまちづくり支援自動販売機に係る金銭収入マニュアル（資産活用課）」に基づき、適切な事務について担当者及び決裁者で周知・徹底することで、再発の防止を図ります。</p> <p>また、当該事務の担当者の会計事務研修への参加を命じます。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

市民サービス部市民生活担当

指 摘 事 項	措 置
<p>寝屋川市公園墓地の目的外使用に係る行政財産使用料（相談コーナー）について、寝屋川市公有財産規則において、使用料に消費税法の規定による消費税が課されることとなる場合における当該使用料の額は、当該行政財産の価格等を用いて算定した額に105分の100を乗じて得た額に、その額に対する消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額の合計額に相当する金額を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とすることが規定されているところ、消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額の合計額に相当する金額を算出するに当たり、税率を10%で算出すべきところ8%で算出した金額を加えて得た額を使用料の額として徴収していた。</p>	<p>当該事務に関する例規のみならず、関係法令等の改正内容を担当職員及び決裁権者が再確認することを徹底し、令和2年度からは適正に事務執行しております。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

総務部人事室

指 摘 事 項	措 置
<p>寝屋川市職員研修に関する就学等経費助成について、交付決定において、執行額が50万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。</p>	<p>寝屋川市事務決裁規程を適切に運用するため、「寝屋川市事務決裁規程の運用について（依命通達）」に掲げる事項に留意するとともに、職員それぞれが事務決裁規程の写しを見える場所に掲示するなど、適正な業務遂行並びに決裁者のチェック強化を行っております。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

市民サービス部医療助成担当

指 摘 事 項	措 置
<p>寝屋川市不育症治療費助成事業に係る助成金について、寝屋川市不育症治療費助成事業実施要綱に定められている期間内に助成金の交付がなされていないものが見受けられた。</p>	<p>助成金の交付決定については、月単位で取りまとめのうえ審査していたものを、申請受付後直ちに内容を個々に審査し、担当と係長において交付決定日の確認をすることとしております。</p> <p>なお、令和2年1月以降から、補助金等交付規則及び実施要綱に基づき適正に事務を執行しています。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

市民サービス部国民健康保険担当

指 摘 事 項	措 置
<p>寝屋川市国民健康保険人間ドック助成事業に係る助成金について、交付決定において、執行額が50万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。</p>	<p>寝屋川市事務決裁規程を適切に運用するため、「寝屋川市事務決裁規程の運用について（依命通達）」に掲げる事項に留意するとともに、職員それぞれが事務決裁規程の写しを見える場所に掲示するなど、適正な業務遂行並びに決裁者のチェック強化を行っております。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

健康部保健予防課

指 摘 事 項	措 置
<p>寝屋川市結核対策費補助金について、交付決定及び交付確定において、寝屋川市事務決裁規程に定める専決権者である副市長によって決裁されなければならぬところ、部長による決裁がなされていた。</p> <p>また、寝屋川市結核対策費補助金交付要綱に定められている標準処理期間内に交付決定がなされていないものが見受けられた。</p>	<p>寝屋川市事務決裁規程を適切に運用するため、「寝屋川市事務決裁規程の運用について（依命通達）」に掲げる事項に留意するとともに、職員それぞれが事務決裁規程の写しを見える場所に掲示するなど、適正な業務遂行並びに決裁者のチェック強化を行っております。</p> <p>また、補助金の交付に係る標準処理期間について、同期間内に処理することができるよう、担当者に指導を行うとともに、上席者においても処理状況等を確認してまいります。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

健康部保健予防課

指 摘 事 項	措 置
<p>結核健診業務委託において、寝屋川市暴力団排除条例第8条第2項の規定による暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出を求めていなかった。</p> <p>また、仕様書を印刷せずデータにより保管し、契約書と一体のものとして製本されていなかった。</p>	<p>契約事務の基本的な事項について、指導するとともに、上席者は決裁時・契約締結時に適切に契約事務を遂行することができているか確認してまいります。</p> <p>なお、令和2年度は、指摘事項を踏まえ適正に契約を締結しております。</p>



## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

健康部保健総務課

指 摘 事 項	措 置
<p>保健師育成支援事業に係る報償費の支払において、寝屋川市事務決裁規程に定める専決権者である副市長によって決裁されなければならないところ、部長による決裁がなされていた。</p>	<p>寝屋川市事務決裁規程を適切に運用するため、「寝屋川市事務決裁規程の運用について（依命通達）」に掲げる事項に留意するとともに、職員それぞれが事務決裁規程の写しを見える場所に掲示するなど、適正な業務遂行並びに決裁者のチェック強化を行っております。</p> <p>なお、令和2年度から既に取り組を実施し、適切な文書事務を行っております。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

上下水道局経営総務課

指 摘 事 項	措 置
<p>2 財産管理事務について</p> <p>(3) 寝屋川市上下水道局庁舎の目的外使用に係る行政財産使用料（情報化推進課執務室、旧下水道事業課執務室及び倉庫、旧治水計画室執務室）について、上下水道事業管理者が特別な理由があると認める場合を除き、前納しなければならないところ、徴収方法について決裁がなされないまま当該年度末に確定後一括請求し徴収されていた（経営総務課）。</p>	<p>上下水道局庁舎（以下「庁舎」という。）使用所属と締結する庁舎使用料（行政財産使用料）等に係る覚書について、使用料の支払（徴収）方法は、寝屋川市水道事業及び下水道事業行政財産使用許可規程第10条ただし書きの規定により、使用料は使用開始の日以後に請求書に基づき徴収するものとする旨を定めた上、当該覚書の締結を上下水道事業管理者（職務代理人）決裁により行いました。</p> <p>使用料の徴収に当たっては、当該覚書に基づき、使用料が確定後一括請求し徴収するものとします。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

上下水道局 下水道事業室

指 摘 事 項	措 置
<p>1 財産管理事務について</p> <p>寝屋川第五水路の目的外使用に係る行政財産の使用許可（通路橋）及び打上中町地内水路敷の目的外使用に係る行政財産の使用許可（雨水管）について、寝屋川市事務決裁規程に定める専決権者である部長によって決裁されなければならないところ、課長による決裁がなされていた。</p> <p>また、雨水管にかかる使用許可書において、使用期間の使用開始日を誤って記載し申請者に交付していた。</p>	<p>行政財産使用許可については、令和2年4月1日より寝屋川市事務決裁規程に定める専決権者である部長によって決裁を行っております。</p> <p>また、使用許可書の交付にあたっては、担当係長が使用期間開始日に誤りがないか再確認の上、申請者へ交付するようチェック体制を強化しております。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

学校教育部学務課

指 摘 事 項	措 置
<p>幼児教育・保育の無償化に伴う学務情報システム改修業務において、当該委託契約書第3条により、受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならず、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではないと明記されているが、書面による発注者の承諾を得ないまま再委託が行われていた。</p>	<p>業務委託及び再委託に係る手順について、所属の全体会議において再確認し情報共有します。また、所属の委託業務について、再委託の要否の点検を行うとともに、担当係長においては、委託業務における手続きが適切に行われているか、委託業務確認表において確認し、担当者と情報共有を行い、事務の適正執行を徹底します。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

### 社会教育部文化・スポーツ室

指 摘 事 項	措 置
<p>寝屋川市野外活動センターの目的外使用に係る行政財産（教育財産）の使用許可（飲料自動販売機、アース棒）について、寝屋川市事務決裁規程に定める専決権者である部長によって決裁されなければならないところ、室長による決裁がなされていた。</p>	<p>教育財産の管理〔目的外使用許可〕に関する事務は部長が行うこととされているため、令和2年度は、当該事務に係る決裁は、部長まで決裁を行っています。今後も、決裁時において、係長及び所属長が決裁区分（専決権者）を確認し、適切に決裁してまいります。</p>

## 令和2年度定期監査等結果報告に対する措置状況

寝屋川市立中央図書館

指 摘 事 項	措 置
<p>寝屋川市駅前図書館の目的外使用に係る行政財産(教育財産)の使用許可(ブックシャワー、サイネージ)について、使用を許可するに当たっては、教育財産使用許可申請書を受け取るべきところ、市長宛ての行政財産使用許可申請書を受け付け、また、教育長は、教育財産の使用許可を決定したときは、教育財産使用許可書を申請者に交付しなければならないところ、市長名により行政財産使用許可書を交付していた。また、ブックシャワーの設置に係る行政財産使用料について、寝屋川市公有財産規則において、使用料に消費税法の規定による消費税が課されることとなる場合における当該使用料の額は、当該行政財産の価額等を用いて算定した額に105分の100を乗じて得た額に、その額に対する消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額の合計額に相当する金額を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とすることが規定されているところ、当該行政財産の価額等を用いて算定した額に105分の100を乗じず、当該行政財産の価額等を用いて算定した額に、その額に対する消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額の合計額に相当する金額を加えて得た額を使用料の額として徴収していた。さらに、サイネージの設置に係る行政財産使用料について、使用料の減額又は免除を受けようとする者があるときは、その者から教育財産使用料減額・免除申請書を提出させなければならないところ、免除としているにもかかわらず、教育財産使用料減額・免除申請書を提出させていなかった。</p>	<p>ブックシャワー(図書除菌機)については、機材を撤去したため対象からはずれております。サイネージについては、今後、「教育財産使用許可申請書」を受けて教育財産使用許可書を交付すること、使用料の減免については「教育財産使用料減額・免除申請書」の提出が必要であることを担当職員に指導し、決裁時においても、これらを上席者が確認することとしてまいります。</p>